

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

二宮町長 村田 邦子

市町村名 (市町村コード)	二宮町 (14342)
地域名 (地域内農業集落名)	一色地区 (一色集落、打越集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和3年7月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内のほとんどが山間地であり、大規模な基盤整備は困難であることから、地域の特産物であるみかんを維持しつつ、農業後継者や地域内の担い手への集約が難しい場合には、新規就農者を受け入れ、有機農業の導入も検討する。
・一色集落は集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受け入れ、打越集落は認定新規就農者以外の新規就農者等の受け入れも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
一色集落のうち、一色西部の葛川以西の山麓・山間(西部農道等)周辺の農地は、将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の促進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知内容の工夫に努めるとともに、生産組合等を通じた継続的な情報提供を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
一色集落のうち、打越の町道一色5号線については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、道路拡幅等の基盤整備に取り組むことを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①町有害鳥獣対策協議会との連携により、町内農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、「二宮町イノシシ被害対策方針」に基づく取り組みの推進により、市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大及び人身被害の発生の防止に取り組む。